

第3期 柳川市

地域福祉計画・地域福祉活動計画

令和5年度～令和9年度

笑顔でつながる福祉のまち 柳川



令和5年3月

柳川市・柳川市社会福祉協議会

ごあいさつ



本市では、平成25年3月に「柳川市地域福祉計画・地域福祉活動計画」を策定し、これまで計画の改訂を行いながら、「笑顔でつながる福祉のまち柳川」を基本理念とした地域福祉の推進に取り組んでまいりました。

近年、少子高齢化や人口減少、核家族化の進行などの地域社会を取り巻く環境の変化により、家族や地域のつながりは薄れてきています。また、ひきこもりや生活困窮、介護や子育てをする人の社会的孤立など、人々の抱える福祉ニーズは複雑化・複合化し、従来のような各分野の福祉制度や公的サービスだけでは十分な対応をすることが困難な状況となってきています。

そのため、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域とともに築いていく「地域共生社会」の実現が求められています。

このような中、本市では、福祉を取り巻く現状や福祉課題を整理し、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、住民参加のもとに「支え合う」ための仕組みを目指した「第3期柳川市地域福祉計画・地域福祉活動計画」を策定いたしました。また、「再犯防止推進計画」と「成年後見制度利用促進基本計画」を計画に内含し、地域福祉として一体的な取り組みを進めていきます。

計画推進のためには、行政はもとより、住民の皆さまや地域、福祉や介護のサービス事業者、社会福祉協議会などがお互いに連携・協働していくことが重要です。市では、皆様と共に本計画の推進に努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、この計画の策定にあたり、ご尽力いただきました「柳川市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会」の皆様をはじめ、住民意識調査・福祉関係団体ヒアリング調査や地域座談会において貴重なご意見や多大なご協力をいただきました皆様方に、心より感謝とお礼を申し上げます。

令和5年3月

柳川市長 金子 健次

ごあいさつ



少子高齢化や人口減少、核家族化の進行、地域コミュニティの脆弱化など、地域社会を取り巻く環境の変化により住民の生活課題が複雑多様化しています。

これらの課題に対し、このたび、令和5年度から5年間の本市の地域福祉活動の方向性をお示しする「第3期地域福祉活動計画」を策定いたしました。この計画は、これまでと同様、地域福祉をより有効に進めるために、環境整備を担う市の「第3期地域福祉計画」と一体的なものとしています。

本計画の策定にあたっては、住民意識調査や地域座談会、パブリックコメント等の実施により、今の市民の皆様のご意見を把握し、計画へ反映しました。

意見収集からは、情報発信や相談支援の充実、見守り活動の促進、地域活動への喚起や参加の促進、集いの場の充実などの福祉課題が浮かび上がりました。これらを踏まえ、本会では、情報提供や相談機能の充実を図りながら、地域における実践活動の充実に努めていきます。

今回の計画では、成年後見制度の利用の促進に関する「成年後見制度利用促進基本計画」も盛り込むものとなっています。本会は、判断能力が十分でない方の意思決定支援として、現行事業の充実と併せて、権利擁護をさらに強化した「成年後見制度」による法人後見を受任できるよう、体制整備を進めていきます。

また、計画書づくりにおいては、持続可能な社会づくり実現のため、取り組み内容が、国連サミットで合意された開発目標（SDGs）のどの分類になるのかを表記しています。合わせて、取り組み内容ごとに、社協を含めた市の担当課名を明示し、取り組みの主体をより分かりやすく記載しています。

本会は、本計画の基本理念である「笑顔でつながる福祉のまち 柳川」を実現するため、地域住民の皆様と協働して、事業を進めていきたいと考えています。

最後に、計画策定にあたり、貴重なご意見・ご支援を賜りました策定委員の皆様をはじめ、住民、福祉関係団体や各関係機関の皆様に、心から厚くお礼を申し上げます。

令和5年3月

社会福祉法人 柳川市社会福祉協議会
会長 大坪 正明

内容

第1章 計画策定にあたって	1
1 地域福祉の意義と役割.....	2
(1)「地域福祉」とは.....	2
(2)「自助」「互助・共助」「公助」の考え方.....	2
(3)「地域・圏域」の考え方.....	3
(4)本市における3つの圏域.....	3
(5)地域福祉をめぐる国の動向.....	4
(6)第3期の計画において踏まえるべき事項.....	4
2 地域福祉計画・地域福祉活動計画とは.....	6
(1)計画策定の目的.....	6
(2)計画の性格.....	6
(3)個別計画との関係及び成年後見制度利用促進基本計画等との一体的策定.....	8
(4)計画の期間.....	9
(5)計画の策定体制.....	10
第2章 本市の福祉をとりまく状況	11
1 本市の状況.....	12
(1)統計からみる現状.....	12
(2)支援を必要とする住民の状況.....	14
(3)各種相談の状況.....	15
2 各種調査結果.....	16
(1)市民意識調査からみる現状.....	16
(2)団体ヒアリング調査結果より.....	25
(3)地域座談会より.....	27
3 本市の福祉課題について.....	32
(1)課題のまとめ.....	32
第3章 計画の基本的な考え方	35
1 基本理念.....	36
(1)基本理念.....	36
2 計画の基本目標.....	37
(1)基本目標.....	37
(2)施策の体系.....	39

第4章 施策の展開	41
基本目標1 福祉サービスを利用しやすい仕組みづくり	42
1 情報提供の充実.....	42
(1)福祉サービスを知る機会の充実.....	42
(2)身近なところでの情報共有の充実.....	44
2 相談支援活動の推進.....	46
(1)身近な相談支援の充実.....	46
(2)相談窓口の機能充実.....	48
基本目標2 安心安全な暮らしを支える体制づくり	50
1 安心できる福祉の充実.....	50
(1)福祉サービスの適切な提供の推進.....	50
(2)地域での支え合いの推進.....	53
2 安心を支える体制の整備.....	55
(1)防災力の向上.....	55
(2)防犯体制の向上と再犯防止の推進（柳川市再犯防止推進計画）.....	58
(3)権利擁護と成年後見制度の活用の推進（柳川市成年後見制度利用促進基本計画）.....	60
基本目標3 誰もが気軽に参加できる環境づくり	63
1 交流やつながりの充実.....	63
(1)孤独・孤立対策の推進.....	63
(2)地域活動の活性化.....	66
(3)ボランティア活動の推進.....	68
2 学ぶ機会の充実.....	70
(1)人権教育・福祉教育の充実.....	70
(2)福祉問題などを学ぶ機会の充実.....	72
第5章 計画の推進に向けて	75
1 計画の推進体制.....	76
(1)関係機関との連携.....	76
(2)PDCA サイクルに基づく計画推進.....	77
資料編	79
1 柳川市地域福祉計画策定委員会要綱.....	80
2 柳川市地域福祉活動計画策定委員会要綱.....	81
3 柳川市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会名簿.....	82
4 参考資料.....	83
(1)計画策定の経過.....	83
(2)中学校区別にみる柳川市の状況等.....	84
5 用語解説.....	96
6 SDGsの17の目標について.....	102

第 1 章



計画策定にあたって

1 地域福祉の意義と役割

(1) 「地域福祉」とは

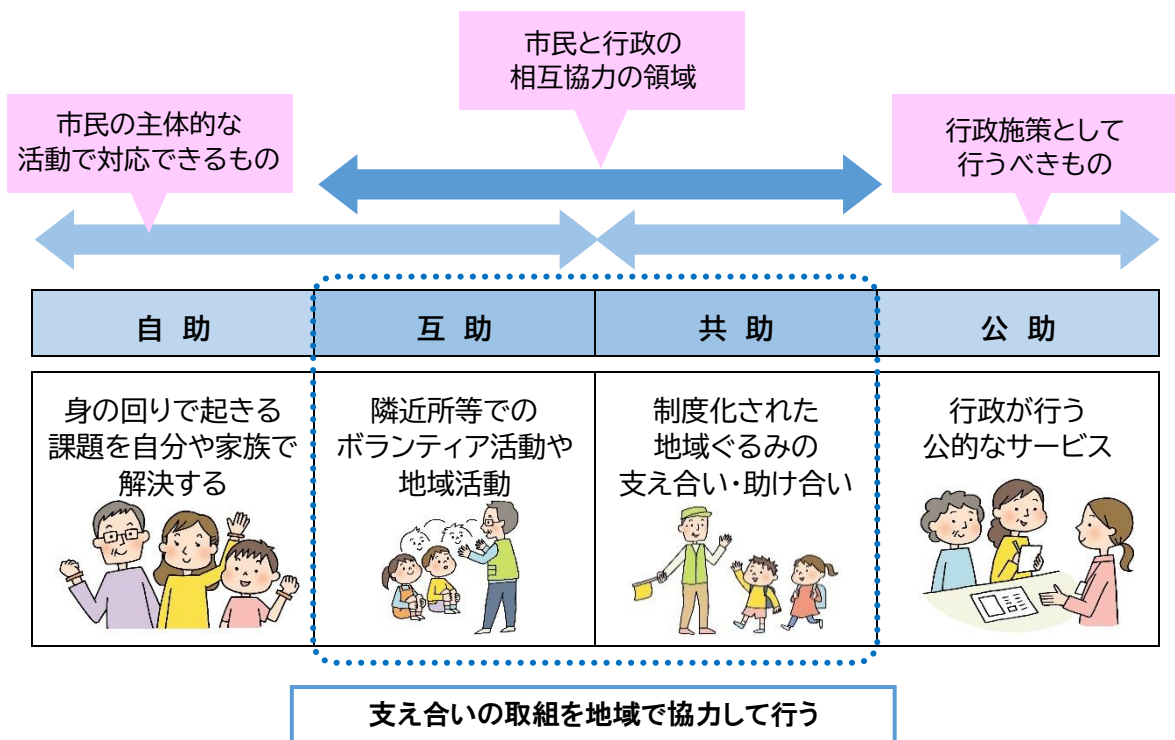
「地域福祉」とは、年齢や障がいの有無に関わらず、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、地域住民や地域で活動を行う団体、行政機関等が互いに協力することで、住民同士で互いに支え合い、助け合うことができる関係性やその仕組みをつくることです。

地域福祉を推進していくことによって、日常生活を送る上での不安や困りごとを地域で活動する団体や行政等との連携によって解決に導くことができ、誰もが自分らしく安心して暮らせる地域づくりにつながります。

(2) 「自助」「互助・共助」「公助」の考え方

地域福祉を推進するためには、市民・福祉関係団体・社会福祉協議会・行政等が、それぞれの役割を果たし、お互いに力を合わせる関係をつくる必要があります。「自助」「互助・共助」「公助」の視点が重要となります。

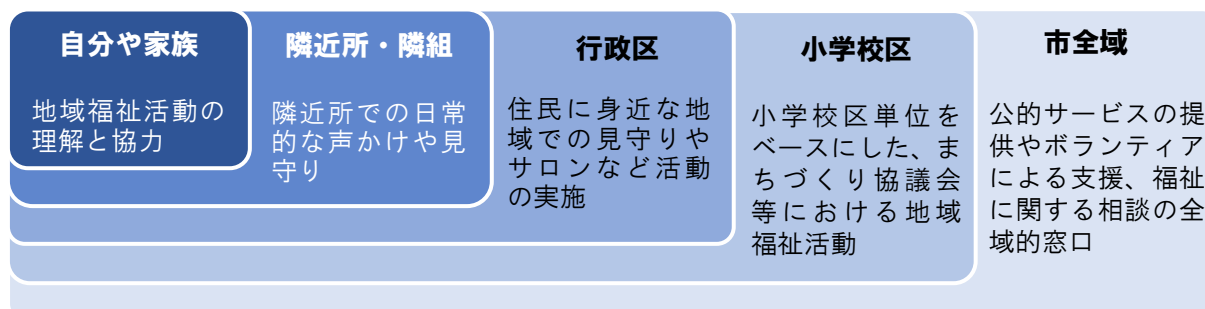
■ 「自助」「互助・共助」「公助」のイメージ



(3) 「地域・圏域」の考え方

先述の「自助」「互助・共助」「公助」とともに重要になるのが、「地域・圏域」の考え方です。本計画の基本理念と、その実現に向けた基本目標の達成のために掲げる取り組みについて、自分や家族といった最小の単位（レベル）から、隣近所や隣組、行政区、小学校区、さらに市内全域まで、それぞれの圏域が担う役割を重層的に進めていくことが大切です。

■ 地域福祉推進のための圏域の考え方



(4) 本市における3つの圏域

本市においては、多様化する地域における福祉課題に対応していくため、「小地域」のレベルから、市全体まで、3つの圏域を設定し、相互の役割を確認し合いながら、重層的に地域福祉推進のための取り組みを進めていきます。

■ 本市における3つの圏域

「小地域」 おおむね「隣組」 もしくは「行政区」	生活上のつながりが最も深い地域を「小地域」とします。 「小地域」は、日常的なあいさつや見守り、地域活動を通じた住民同士の交流など、地域福祉推進の基礎的な活動が行われる単位となります。
「中地域」 おおむね「小学校区」	地域の団体などが連携を図りながら、組織的な地域福祉活動を推進する地域を「中地域」とします。 おおむね地区（校区）を単位に、地区社会福祉協議会（地区社協）が設立され、地域の状況に合わせたさまざまな地域福祉活動を行っています。また、民生委員児童委員などによる組織的な活動や、コミュニティの組織づくりが校区単位で進められています。
「市全域」 計画対象範囲である 柳川市全体	本計画の対象範囲全体の地域を「市全域」とします。 柳川市や柳川市社会福祉協議会が、福祉サービスの提供とその向上に向け、全市的な取り組みを進めています。

(5) 地域福祉をめぐる国の動向

国では、平成28年に「『我が事・丸ごと』地域共生社会実現本部」が設置され、地域住民が「我が事」として主体的に地域づくりに取り組む仕組みをつくっていくことや、地域づくりのための支援と地域での課題を公的な福祉サービスへつなげるための包括的な支援体制の整備を進める方向性が示されています。

また、平成29年に改正された社会福祉法の第107条に基づき、各自治体が地域福祉計画を策定することが努力義務となりました。市民や福祉関係団体、社会福祉協議会、行政など、それぞれの立場での役割を担いながら、地域社会で支え合いや連携の強化が求められています。

さらに、平成29年12月に厚生労働省から示された「地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について」において、市町村地域福祉計画に反映させるべき事項（市町村地域福祉計画、都道府県地域福祉支援計画の策定ガイドライン）が示されました。

本計画では、市町村地域福祉計画の策定ガイドラインを踏まえ、策定するものとします。

(6) 第3期の計画において踏まえるべき事項

①多様化・複雑化する生活課題

近年、少子高齢化や核家族化、価値観やライフスタイルの多様化等により、地域住民同士の関係性が希薄になり、これまで地域社会が果たしてきた助け合いの機能の低下が危惧されています。このような中、子育て世代、高齢者、障がいのある人に対する支援だけでは対応しきれない、生活課題の多様化・複雑化（ひとり親家庭を含む生活困窮者の問題、社会的孤立、老老介護、ひきこもり、8050問題、ダブルケア、ヤングケアラー、虐待等）に伴い、制度の狭間の問題が顕在化し、新たなニーズへの対応や課題解決へ向けた取組が求められています。

②持続可能な開発目標(SDGs)の推進

平成27年9月の国連サミットにおいて、先進国を含む国際社会全体の開発目標として「持続可能な開発目標(SDGs)」が採択されました。SDGsは、令和12年までに世界中で達成すべき事柄として掲げられており、「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、17の目標と具体的に達成すべき169のターゲットから構成されています。

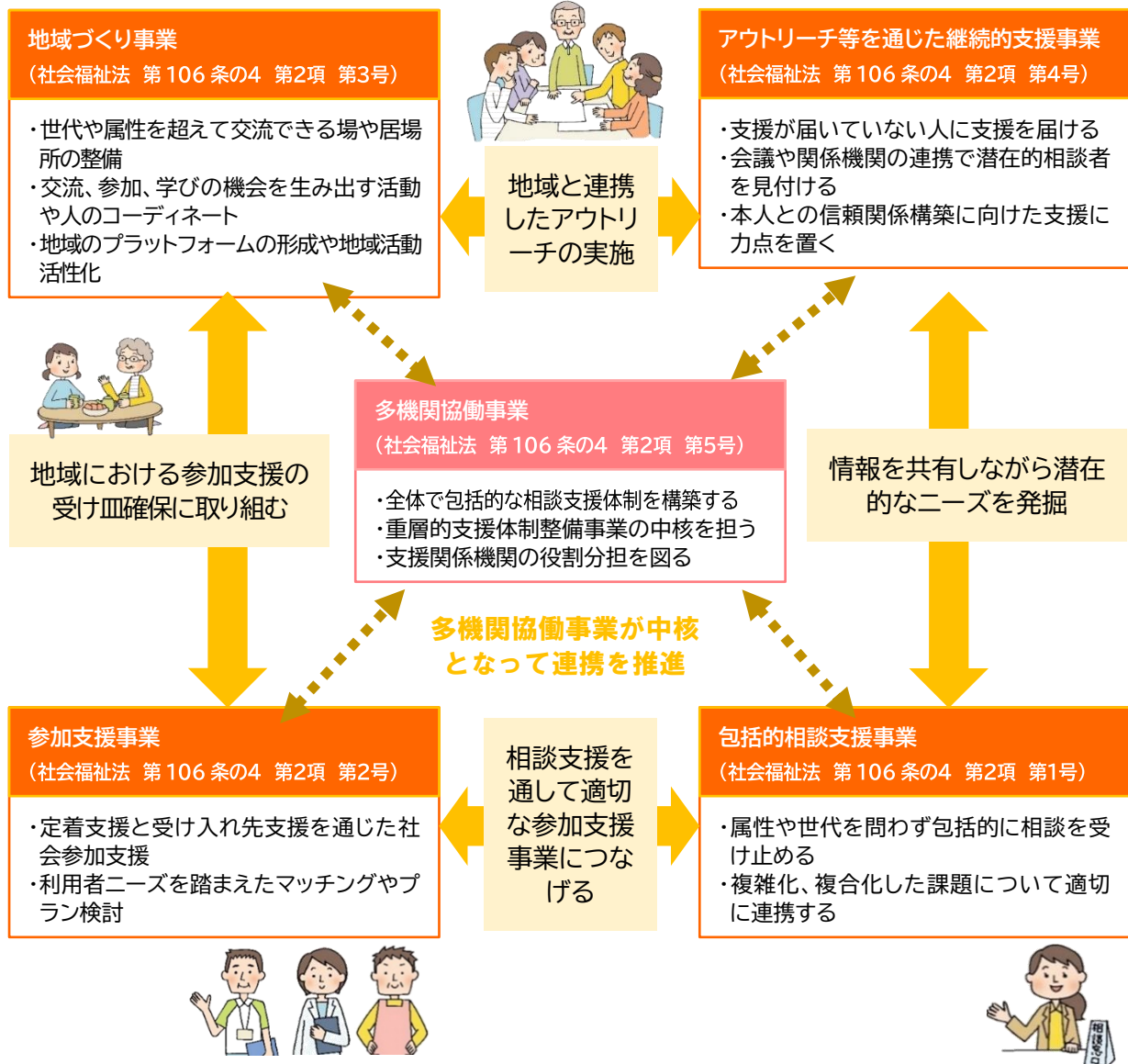
地方自治体の福祉施策推進においても、SDGsという世界共通の目標を組み込むことが求められており、本計画でもSDGsの視点を取り入れ推進します。

③「重層的支援体制整備事業」の創設

「地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会（地域共生社会推進検討会）」の最終とりまとめを踏まえ、重層的支援体制整備事業の創設などが新たに規定された「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」が令和2年6月に公布、令和3年4月に施行されました。

重層的支援体制整備事業は、市町村において、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施するものです。相談支援、地域づくりに向けた支援については、高齢者福祉や障がい福祉、児童福祉、生活困窮等の制度ごとに分かれている事業を一体的に実施していくこととされています。

■国の示す重層的支援体制整備事業の全体像



2 地域福祉計画・地域福祉活動計画とは

(1) 計画策定の目的

柳川市及び柳川市社会福祉協議会では、平成30年3月に「第2期柳川市地域福祉計画・地域福祉活動計画」を策定し、「笑顔でつながる福祉のまち 柳川」という基本理念のもと、地域福祉を推進してきました。

このたび、第2期計画の計画期間満了を迎えたことから、令和5年度から令和9年度の5年間の本市の地域福祉推進の方向性を示す「第3期柳川市地域福祉計画・地域福祉活動計画」を策定します。

また、本計画は、市町村地域福祉計画の策定ガイドラインをはじめとして、国の動向やこれまでの地域福祉関連施策の進捗状況のほか、策定にあたり実施した各種調査、座談会等の結果を踏まえるとともに、変化する社会経済情勢等に対応したものとします。

(2) 計画の性格

「地域福祉計画」は、社会福祉法第107条に基づき行政が策定する市町村地域福祉計画であり、本市における地域福祉の基本的な方向性や理念を定めるものです。

「地域福祉活動計画」は、社会福祉法第109条の規定で地域福祉の推進役として位置づけられた社会福祉協議会の事業に関して定める民間の活動・行動計画です。

本市では、地域福祉推進に向けた基盤づくりを目的とする地域福祉計画と、具体的な活動を定める地域福祉活動計画を一体的に策定することで、行政、市民、団体、ボランティア・NPO、事業者等、地域の多様な主体の役割を明らかにし、地域全体で支え合う福祉のまちづくりを推進します。



■社会福祉法（抜粋）

（市町村地域福祉計画）

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

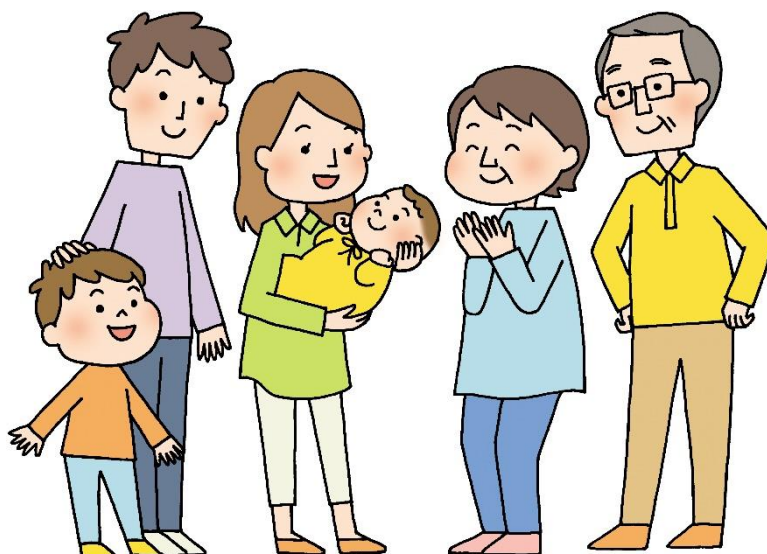
- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

■社会福祉法（抜粋）

（市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会）

第109条 市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であって、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあってはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあってはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。

- 一 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- 二 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- 三 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- 四 前三号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業



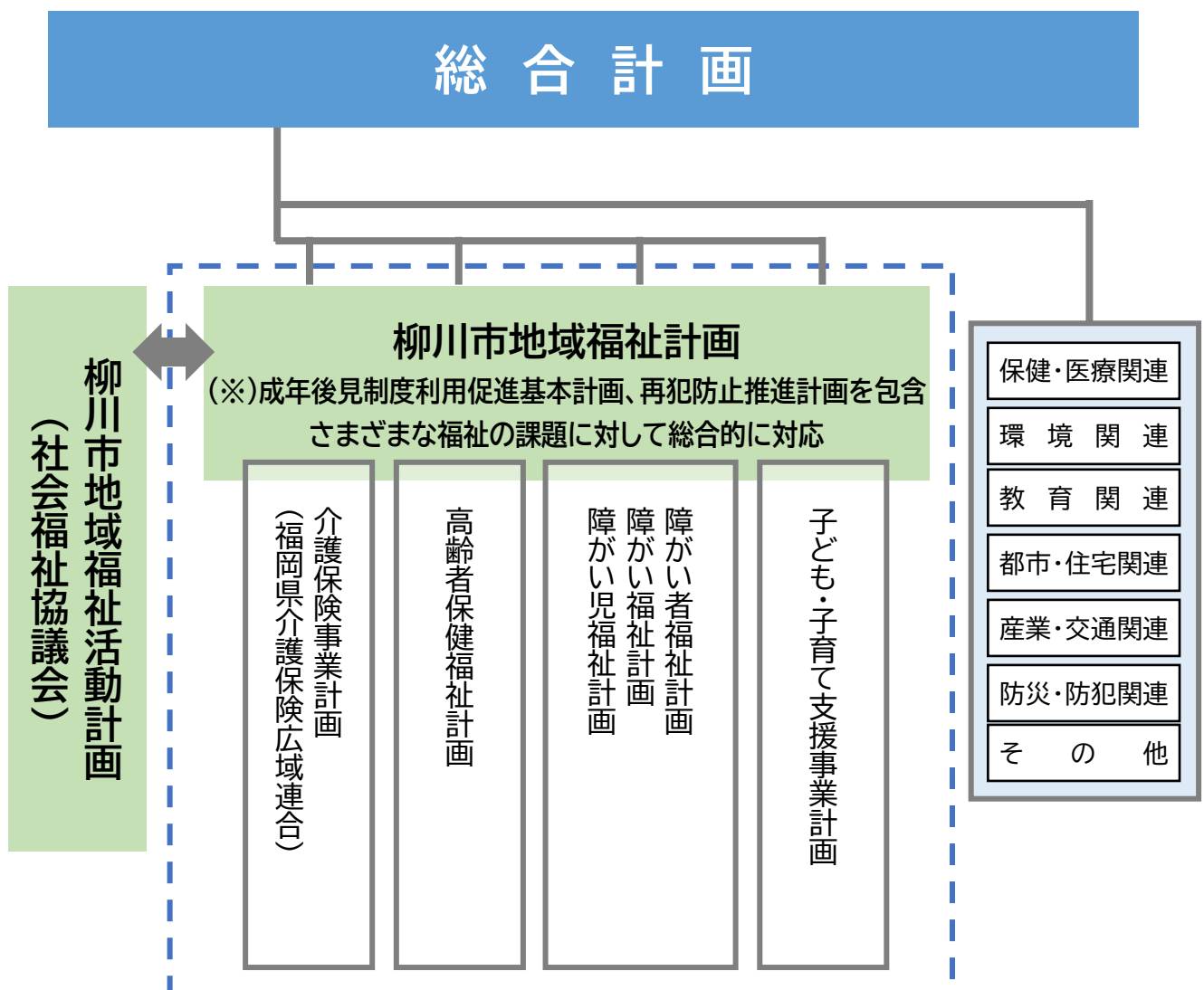
(3) 個別計画との関係及び成年後見制度利用促進基本計画等との一体的策定

地域福祉計画は、平成29年の改正社会福祉法の施行により、福祉の各分野（高齢者、障がい児・障がい者、子ども等）の上位計画として位置づけられています。

また、本計画の策定にあたっては、本市のまちづくりの行政運営指針の最上位計画である総合計画をはじめとして、各種計画との連携・整合を図るものとします。

あわせて、本計画では、成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条に規定される「成年後見制度利用促進基本計画」及び再犯の防止等の推進に関する法律第8条に基づく「再犯防止推進計画」について、本項目の一部を位置づけます。

■ 地域福祉計画・地域福祉活動計画と総合計画および各個別計画との関係



■成年後見制度の利用の促進に関する法律（抜粋）

（市町村の講ずる措置）

第14条 市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 市町村は、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関して、基本的な事項を調査審議させる等のため、当該市町村の条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

■再犯の防止等の推進に関する法律（抜粋）

（地方再犯防止推進計画）

第8条 都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（次項において「地方再犯防止推進計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

2 都道府県及び市町村は、地方再犯防止推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

（4）計画の期間

本計画の期間は、令和5年度から令和9年度までの5年間とします。

ただし、社会・経済情勢の変化や制度改正などに対応できるよう、必要に応じて見直しを行います。



(5) 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、市民と行政の協働による計画策定とするため、地域福祉に関係する市民の代表者及び関係団体の代表者、学識経験者等で構成する「柳川市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会」を設置しました。

また、住民意識調査や地域座談会、パブリック・コメント等の実施により、市民意見を把握し、計画へ反映しました。

それぞれの趣旨や内容については、以下の通りです。

①地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会

地域福祉の推進に係る検討を行うため、学識経験者、福祉関係団体の代表者などで構成する「地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会」を設置して協議を行いました。

②住民意識調査

計画の策定にあたり、地域福祉に関する住民の意向、問題、課題を吸い上げ、計画に反映させていく際の基礎資料とすることを目的として実施しました。

③関係団体へのヒアリング調査

市内にある福祉関係団体の現状と課題を把握し、計画策定の基礎資料とするために実施しました。

④校区座談会

計画の策定にあたり、住民が普段、地域の暮らしの中で感じていること（福祉に関する現状や課題）や、今後の地域づくりへの思い・アイデアについて聴取し、計画に反映させていく際の基礎資料とすることを目的として実施しました。

⑤パブリック・コメント

計画の策定にあたり、本計画を素案の段階でホームページ上で公表し、計画に対する市民の意見を募集しました。